

福岡市科学館に係る利用料金減免基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福岡市科学館（以下「科学館」という。）の利用料金の減額又は免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用指針)

第2条 この基準は、科学館が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設であることを踏まえ、市民の科学館の利用について適切な運営を行うために、運用するものである。

(利用料金の減免)

第3条 科学館の利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額について行うものとする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(1) 一般利用（基本展示室及びドームシアター）

ア 福岡市教育委員会が実施する「施設等を活用した体験学習事業（一日学習事業）」に位置付けられて来館する者及びその引率者が利用するとき 全額

イ 市内の義務教育諸学校の児童又は生徒、及びその引率者が当該義務教育諸学校の教育計画に基づき利用するとき 全額

ウ 心身障がい者（療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「療育手帳等」という。）の交付を受けている者をいう。以下同じ。）又は特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証若しくは小児慢性特定疾病医療受給者証（以下「医療受給者証等」という。）の交付を受けている者が利用するとき 全額

エ 心身障がい者の介護者（1名まで）が利用するとき 全額

オ その他指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受けたとき 指定管理者が必要と認める額

(2) 許可利用（ドームシアター及び企画展示室並びにサイエンスホール）

ア 福岡市又は福岡市科学館が、主催又は経費の一部を負担して共催する催物に利用するとき 全額

イ 福岡市又は福岡市科学館が、経費の一部を負担して後援する催物に利用するとき 5割相当額

ウ 福岡市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその催物に利用するとき 全額

エ 18歳未満の者を主体とする市内の団体が利用するとき 5割相当額

オ 施設を利用して入場料金を徴収する催物を行う場合で、その料金の額（数種の入場料金を徴収する場合にあっては、その最も高い額）が1人1回の入場について5,000円以下のとき 5割相当額（ただし、附属設備利用料金については減額を行わない。）

カ 心身障がい者を主体とする団体が専用利用するとき 全額

キ その他指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受けたとき 指定管理者が必要と認める額

2 前項第1号（イ）又は（オ）の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項第1号（ウ）の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、療育手帳等又は医療受給者証等を提示しなければならない。

4 第1項第2号の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 第1項第1号（ウ）の規定による「ドームシアター」の利用料金の減免の適用については1日につき1回の利用のみとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 2 号

(許可利用用)

利用料金減免申請書

令和 年 月 日

(宛先) 指定管理者

次のとおり許可利用料金の減免を申請します。

申請者	ふりがな			
	名称 (個人の場合は氏名)			
	代表者名			
	所在地			
	電話番号		FAX 番号	

利用目的 (簡明に)			
利用施設名	(該当する番号を○で囲んでください) 1. 企画展示室 2. サイエンスホール 3. ドームシアター		
利用日時	令和 年 月 日 () 時から		
	令和 年 月 日 () 時まで		
主催・共催又は後援者名			
減免の理由 (該当する記号を○で囲んでください)	1	福岡市又は福岡市科学館が、主催又は経費の一部を負担して共催する催物に利用するとき	
	2	福岡市又は福岡市科学館が、経費の一部を負担して後援する催物に利用するとき	
	3	福岡市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関がその催物に利用するとき	
	4	18歳未満の者を主体とする市内の団体が利用するとき	
	5	施設を利用して入場料金を徴収する催物を行う場合で、その料金の額(数種の入場料金を徴収する場合にあっては、その最も高い額)が1人1回の入場について 5,000 円以下のとき	
	6	心身障がい者(療育手帳、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。)を主体とする団体が専用利用するとき	
	7	その他指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受けたとき	
		※ 共催・後援担当課記入欄 経費負担予定額 _____ 円 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 所属長氏名 _____ ㊟	
適要			